

掛川市規則第24号

掛川市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年9月30日

掛川市長

(別紙)

## 掛川市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

掛川市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成17年掛川市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号を次のように改める。

(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

第20条第2項第2号中「育児休業をしている職員」を、「育児休業（第7条第2項第2号ア及びイに掲げる育児休業を除く。）をしている職員」に改める。

### 附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。